

# 平成 28 年度 スクール（学校）ソーシャルワーク教育課程 専門科目群担当教員講習会

## 【 開 催 要 項 】

主 催：一般社団法人日本社会福祉士養成校協会／一般社団法人日本精神保健福祉士養成校協会

### ◆本講習会の概要

●子どもを取り巻く環境での問題が深刻化している中で、子どもの側に立って環境の調整を行い、困難を解決するスクールソーシャルワーカー（SSWer）の役割に大きな期待が寄せられています。国は、SSWer を今後 5 年間で全国の中学校区に 1 名を配置するなど大幅な拡充を目指しており（総計約 10,000 人）、福祉とスクールソーシャルワーク（以下「SSW」という。）の専門的な知識を持つ人材の養成・確保が急務となっています。

両協会では、平成 21 年から実施している「スクール（学校）ソーシャルワーク教育課程認定事業」（以下「認定事業」という。）により SSWer 養成のための課程設置を進めてきたところですが、今般、認定事業を拡充するために、スクール（学校）ソーシャルワーク専門科目の教員要件を一部追加変更しました。

この「スクール（学校）ソーシャルワーク教育課程専門科目群担当教員講習会」（以下「本講習会」という。）は、今般新たに追加変更された、認定事業に定める専門科目群の教員要件の一部として定められている講習会として実施します。

●本講習会を修了するためには、全てのプログラムを受講しかつ指定課題を修めることが必要です。修了後に、修了証を発行します。

### ◆本講習会の受講対象

本講習会の受講者は、原則として下記のいずれかに該当する者とし、申込書の必要事項を記入し、証明等の添付書類を申込書に添付してお申込みください。

●「SSW 論」教員の要件の一部として本講習会の受講する方は、以下(1)～(4)のいずれかを満たすことが必要です。

- (1) 大学院において社会福祉学に関する学問領域を専攻して修了し、社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有する者
- (2) 大学院において社会福祉学に関する学問領域を専攻して修了し、社会福祉士又は精神保健福祉士の「実習・演習担当教員講習会」の「基礎分野講習」を修了した者
- (3) 認定社会福祉士（児童・家庭分野）、認定精神保健福祉士の資格を有する者
- (4) 社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有し、都道府県等が行うスクールソーシャルワーカー活用事業等において、現にスーパーバイザーの業務に従事している者



●「SSW 演習」教員の要件の一部として本講習会を受講する方は、社会福祉士又は精神保健福祉士の演習担当教員の要件(以下(1)～(5)のいずれか)を満たす必要があります。

- (1)学校教育法に基づく大学(大学院及び短期大学を含む。)又はこれに準ずる教育施設において、教授、准教授、助教又は講師として、社会福祉士又は精神保健福祉士の養成に係る演習の指導に関し5年以上の経験を有する者
- (2)学校教育法に基づく専修学校の専門課程の専任教員として、社会福祉士又は精神保健福祉士の養成に係る演習の指導に関し5年以上の経験を有する者
- (3)社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を取得した後、相談援助業務に5年以上従事した経験を有する者
- (4)社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有し、社会福祉士・精神保健福祉士の「実習・演習担当教員講習会」の、「演習分野講習」を修了した者
- (5)社会福祉士又は精神保健福祉士の「実習・演習担当教員講習会」の「基礎分野講習」及び「演習分野講習」を修了した者

●「SSW 実習、SSW 実習指導」教員の要件の一部として本講習会を受講する方は、社会福祉士又は精神保健福祉士の演習担当教員の要件(以下(1)～(5)のいずれか)を満たす必要があります。

- (1)学校教育法に基づく大学(大学院及び短期大学を含む。)又はこれに準ずる教育施設において、教授、准教授、助教又は講師として、社会福祉士又は精神保健福祉士の養成に係る実習の指導に関し5年以上の経験を有する者
- (2)学校教育法に基づく専修学校の専門課程の専任教員として、社会福祉士又は精神保健福祉士の養成に係る実習の指導に関し5年以上の経験を有する者
- (3)社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を取得した後、相談援助業務に5年以上従事した経験を有する者
- (4)社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有し、社会福祉士・精神保健福祉士の「実習・演習担当教員講習会」の、「実習分野講習」を修了した者
- (5)社会福祉士又は精神保健福祉士の「実習・演習担当教員講習会」の「基礎分野講習」及び「実習分野講習」を修了した者

※いずれも、認定課程においてSSW専門科目を担当する予定があり、着任(予定含む)される養成校からの証明がある者については、受講が優先的に許可されます。着任予定の方は申込書⑬欄に養成校名、担当開始年月日、着任予定の養成校から証明(サイン、押印等)を記入してください。

◆講習プログラム ※詳しいプログラムは受講決定後にお送りします。

プログラム(予定)	受講前	レポート(事前課題)
	講習	講義、演習
	受講後	レポート(学校等訪問レポート、修了レポート)
定員		40名程度
講習会	開催日	平成28年10月8日(土)、9日(日)、10日(月・祝)
	会場	一般社団法人 日本社会福祉士養成校協会 研修室 所在地:東京都港区港南4丁目7-8 都漁連水産会館6階 アクセス:JR品川駅港南口(東口)より徒歩20分、都バス「品川駅南口バス停」「品99折返」「品川埠頭循環」に乗り、3つめのバス停「港南四丁目」で下車1分

## ◆講習会受講費（テキスト別：税込）

40,000円（受講決定後にお振り込み先を指定します）

## ◆申込方法

- 「平成28年度スクール(学校)ソーシャルワーク教育課程専門科目群担当教員講習会 受講申込書」の表裏に必要事項を記載の上、添付書類とともに申込期限内に郵送でお申し込みください。

## ◆申込締切

平成28年8月12日（金）（必着）

## ◆受講の決定

- 申込書に記入いただいた内容をもとに、受講の可否を決定します。
  - 受講可否決定後、お申し込みいただいた全ての方に「受講可否決定通知書」等を送付します。この通知は、原則として申込の締切後、速やかに送付します。
  - 「受講可」となった方には、受講料振込の方法をご案内します。受講料収納後の受講票の送付をもって正式な受講受付となります。
- ※ 申込者多数の場合は受講できない場合があります。あらかじめご了承ください。
- ※ スクール(学校)ソーシャルワーク教育課程の専門科目群を担当予定の方は、申込書の「⑬」欄に、主たる勤務予定養成校の課程責任者から担当する予定である旨の証明を受けてお申し込みください。優先的に受講を許可されることがあります。

## ◆受講、指定課題、修了

- 本講習会は、講習の全科目・全日程の受講と指定課題の修了が、講習会修了の要件となります。修了後、修了証を発行します。遅刻・途中退席・早退、未提出等がある場合は修了証を発行しません。
- 指定課題(事前提出)やテキストは、受講許可時にお伝えする予定です。テキストは各自事前に購入の上、目を通してから講習を受講してください。
- 事前課題は受講決定時にお知らせします。その他の指定課題は、講習時に指示がある予定です。提出された課題は、内容等によっては加筆修正等や、課題の再提出をしていただく場合がありますのでご了承ください。



## 【受講申込書送付チェックリスト】

	受講申込書に記入間違いや記入漏れはありませんか？表・裏両面に記入しましたか？
	社会福祉士・精神保健福祉士の実習演習教員要件など、受講資格を満たしていますか？
	有資格の方は資格登録証の写し、スーパーバイザーの要件で申請される方はその証明（認定事業 通知 様式 1-4、1-5 又はその写し）を同封しましたか？
	受講資格の確認に必要な講習会の修了証の写しを同封しましたか？
	来年度から SSW 専門科目群の教員になる予定の方は、学校からの証明を受けて、申込書⑬欄に記載、押印してありますか？

## ◆注意事項

- 受講要件として必要な「社会福祉士」又は「精神保健福祉士」の各担当教員講習会等については、あらかじめ各自で別途申込み、受講しておいてください。社養協・精養協が実施する研修等であっても、別途の申込が必要です。
- 原則として、受講票送付後のキャンセルは受けません。収納した受講料は返金しません。
- 本講習会は、社会福祉士、精神保健福祉士の基礎的な内容を修得していることを前提として、進行します。社会福祉士、精神保健福祉士として必要な知識・技術等について熟知した上で、受講してください。
- 申込書の記入事項に間違いや記入漏れ、添付漏れがないように十分ご注意ください。申込書に注がありますのでご確認ください、不明の点があればお問い合わせください。不備等がある場合、受講できないことがあります。

## ◆申込・お問合せ先

- スクール(学校)ソーシャルワーク教育課程認定事業について → <http://www.jascsw.jp/ssw.html>
- スーパーバイザーの要件での申請に必要な「認定事業 通知 様式1-4、1-5」の入手方法
  - ① [http://www.jascsw.jp/ssw/ssw\\_tsuuchi.pdf](http://www.jascsw.jp/ssw/ssw_tsuuchi.pdf) を開きます。
  - ② PDF ファイルの P18、P19 に掲載している「様式 1-4」「様式 1-5」をダウンロードしてご使用ください。Word 版は <http://www.jascsw.jp/ssw.htm> から開いてください。
- 受講申込書類は、下記の所在地へ、宛名を「日本社会福祉士養成校協会 SSW 教員講習会担当」として郵送してください。

スクール(学校)ソーシャルワーク教育課程や本講習会に関するお問合せは、間違いを防ぐためできるだけメールにてご連絡ください。

一般社団法人日本社会福祉士養成校協会（社養協）

一般社団法人日本精神保健福祉士養成校協会（精養協）

〒108-0075 東京都港区港南 4-7-8 都漁連水産会館 6 階

**社養協** TEL:03-5495-7242 E-mail:office@jascsw.jp URL:www.jascsw.jp

**精養協** TEL:03-5495-7595 E-mail:jascpsw@nifty.com URL:www.jascpsw.jp